

令和8年度 地未交 香々地地区ガザミ養殖試験場施設実施設計業務

委託業務特記仕様書

大分県豊後高田市 水産・地域産業課

I 業務概要

1. 委託業務名称

令和8年度 地未交 香々地地区ガザミ養殖試験場施設
実施設計業務

※内閣府所管「地域未来交付金」に採択された事業のため、委託業務名に
「地未交」を表記しています。

2. 計画施設概要

(1) 施設名称

ガザミ養殖試験場(仮称)

(2) 敷地の場所

大分県豊後高田市香々地字脇 6615 番地地先

(3) 施設用途

ガザミ養殖の試験場(15,000 匹の稚ガニを投入し 3,000 匹収穫)

3. 業務概要

【新設】建築(養殖試験場本体)

設備(建築付帯設備、スライドゲート、給排水ポンプ

水車、自動給餌機、簡易クレーン、梯子等)

※提案により変更可

4. 設計と条件

(1) 敷地の条件

大分県漁港施設(中波止北防波堤、物揚場、受防波堤、泊地)

(ア) 敷地面積

1,500 m²(公有水面)

(イ) 地域(用途等)

都市計画区域外、漁港計画区域内

(2) 施設の条件

(ア) 施設の延面積

約 1,500 m² (既存面積 1,500 m²)

(イ) 主要構造・規模

鉄骨造(屋根部材)、樋門(ステンレス製)、養殖場内部(コンクリート製)※提案により変更可

(ウ) 耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震計画基準(平成 19 年 12 月 18 日付け国営計第 76 号、国営整第 1
23 号、国営第 101 号)による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

1) 構造体

I 類 II 類 III 類

2) 建築非構造部材

A 類 B 類

3) 建築設備

甲類 乙類

一般の施設 特定の施設

(3) 建設の条件

(ア) 予定工事費

約 210,000,000 円

(イ) 建設工期

令和 9 年 7 月から令和 10 年 3 月まで

(4) 履行期間

契約日から 令和 9 年 3 月 12 日(金)まで

(5) 既存図面の有無

(ア) 建築工事

無

(イ) 電気設備工事

無

(ウ) 機械設備工事

無

(6) 成績評定

本委託業務は成績評定の対象と (○ する ●しない)

(7) その他

施設の管理運営に関する業務は、豊後高田市水産振興養殖事業
業促進協議会が行う。

5. 特記仕様書の適用

- (1) 本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載された特記事項については「●」印の付いたものを適用する。
- (2) 表中各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については、記入してある事項のみを適用する。
- (3) ——印又は×印で抹消した事項は、全て適用しない。

II 業務仕様

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 実施設計業務

- 建築(構造、安定計算)実施設計
- 電気設備実施設計
- 機械設備実施設計

項目		委託	対象外業務等
(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	●	発注者と受注者で協力分担
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	●	
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	●	発注者と受注者で協力分担
	(ii) 計画通知に係る関係機関との打合せ	●	
(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		●	
(4) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	●	発注者と受注者で協力分担
	(ii) 実施設計方針の策定及び説明	●	
(5) 実施設計図書の作成		●	

(2) その他業務

- 建築積算業務
- 電気設備積算業務
- 機械設備積算業務

確認申請書(建築基準法第6条第3項)※該当の場合

全体計画認定の申請書(建築基準法第86条の8) //

建築工事届(建築基準法第15条第1項) //

仮使用承認申請書(建築基準法第7条の6第1項第1号) //

仮設建築物等の許可申請書(建築基準法第85条) //

省エネルギー計画書(省エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条の2)

景観法に基づく届け出

開発許可申請書(都市計画法第29条)

環境アセスメント調査

海水井戸調査

地質調査※必要に応じ別途発注

測量調査 //

(3) その他

透視図作成 種類() 判の大きさ()

枚数() 額の有無() 材質()

模型製作 縮尺() 主要材料()

ケースの有無() 材質()

- ランニングコストの計算
- 現況調査
- 事業説明用の資料
- 工程表(工事発注を考慮した事業全体工程を含む)

2. 技術者の適用及び資格

管理技術者	● 必要とする	○ 必要としない
管理技術者の資格	<p>1級建築士、技術士(総合技術監理部門(水産土木又は業務に該当する選択科目)、水産部門(選択科目を水産土木とするものに限る。)あるいは業務に該当する部門)、水産工学技士(水産土木部門)で漁港漁場関係の実務経験を3年以上有する者、シビルコンサルティングマネージャー(選択科目を水産土木とするものに限る。)で漁港漁場関係の実務経験を3年以上有する者、あるいはこれと同等の能力と経験を有する技術者である者とする。</p>	

照査技術者	<input type="radio"/> 必要とする	<input checked="" type="radio"/> 必要としない
構造設計一級建築士の関与 (自ら設計する、又は、法適合確認を行う)	<input type="radio"/> 必要とする	<input checked="" type="radio"/> 必要としない
設備設計一級建築士の関与 (自ら設計する、又は、法適合確認を行う)	<input type="radio"/> 必要とする	<input checked="" type="radio"/> 必要としない

※構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士の関与を必要とする場合で、受注者に構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士が所属していない場合は、再委託等の手続きを行うこと。

3. 業務計画書

調査職員に提出する業務計画書には、下記事項を記載するものとする。

- ・業務概要
- ・業務工程表
- ・業務組織計画書
- ・成果物の内容、部数
- ・連絡体制(緊急時含む)
- ・管理技術者の経歴等
- ・協力事務所の名称等(協力者がある場合)
- ・照査計画(照査技術者を定める場合)
- ・実施方針
- ・使用する主要機器等
- ・打合せ計画
- ・使用する主な図書及び基準
- ・その他必要事項
- ・各担当技術者の経歴等
- ・照査技術者の経歴(照査技術者を定める場合)

(参考様式 大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/18600/kijyun.html>)

4. 重要事項説明

契約締結前に建築士法第24条の7に基づく重要事項説明を行うこと。

5. 業務の実施

(1) 一般事項

- a ~~基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等に基づき行う。~~
- b 実施設計業務は、提示された設計と条件、適用基準等に基づき行う。
- c 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等に基づき行う。

(2) 提出書類

本業務の実施に当たっては、別表の書類を、遅滞なく提出すること。

(3) 打合せ及び記録

打ち合わせは設計業務着手時のほか、次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出すること。

- a 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時
- b 大分県漁港漁村整備課との設計協議(随時)
- b その他(必要に応じ、大分県漁協香々地支店他関係機関)

(4) 設計業務関連資格者の活用

- a 積算業務を再委託する場合は、建築積算士を活用すること。

b 建築設備設計補助業務を再委託する場合は、建築設備士を活用すること。

(5) 暴力団関係者等による不当介入の排除対策

受注者は、当該委託等にあたって暴力団関係者等から不当介入を受けた場合は、拒否するとともに、発注者に報告し、かつ、警察に届出なければならない。

なお、再委託業者等に対しても同様の対応を行うよう周知徹底すること。

(6) 設計方針及び適用基準等

(a) 建築工事及び建築設備工事

設計を行なう建物の用途、目的、建設場所及び予算等により、意匠・機能・構造・関係法令・防災・設備・コスト・バリアフリー・建設リサイクル・環境汚染対策及び室内空気汚染対策への配慮等について、施設管理者、施設使用者、水産・地域産業課と協議の上、下記の基準類を標準として設計を行うこと。

「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)

「公共建築改修工事標準仕様書」(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)

「木造建築工事標準仕様書」

「建築工事標準詳細図」

「公共建築設備工事標準図」(電気設備工事編・機械設備工事編)

「建築設計基準及び同解説」

「建築構造設計基準及び同解説」

「建築設備設計基準」

「建築設備計画基準」

「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」

「構内舗装・排水設計基準」

「グリーン庁舎基準及び同解説」

「住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン」

「漁港・漁場の施設の設計参考図書」

※基準類は各々最新版を適用する。

その他検討事項

- ・ガザミの共食い防止のため、ガザミの接触機会を減少する壁や隠れ場所等検討すること。
- ・ランニングコストを押さえるため、1回の潮の干満で施設内海水の1/3以上入替できる樋門の検討を行うこと。また、施設内清掃時、ガザミ収穫時は底部コンクリート+0～0.2mの水位まで排水できるものとし、漏水対策は十分検討すること。なお、施設内海水の水位は底版コンクリートから2.0mを標準とする。
- ・非常時の強制給排水のポンプ設置及び能力、ドレン排水について検討すること。
- ・ガザミの良好な生育が可能となるよう施設内海水の高温対策、汚濁防止対策、溶存酸素確保対策等検討すること。
- ・高温対策のため屋根設備を設け、強風時に屋根材が容易に収納できる構造とする。
- ・コスト削減のため、自動給餌器を設置すること。給餌はペレット状(約1cm)の餌を1日1回とし、日最大8.0kgの給餌が可能で施設内に万遍なく行き届く個数と配置を検討すること。
- ・盗難防止対策の監視カメラ等を設置すること。サーバー料、電気量など低コストのもの

を検討すること。

- ・収穫作業など施設内に直接入り行うため、人、物の昇降が容易にできる簡易クレーン設備等検討すること。
- ・当施設は、本来漁港施設で防波機能を有しているため、新設する構造物が防波機能を阻害しないものとし、波浪による構造、安定計算を実施すること。また、既存の施設との密着部の構造、漏水対策についても検討すること。

(b) 積算

(ア)設計内訳書作成についての積算基準は下記の基準類を標準とし、設計内訳書提出の際には、数量明細書、単価根拠等も合わせて提出すること。

「公共建築工事積算基準」「同解説」	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
「建築数量積算基準・同解説」	建築積算研究会制定
「建築設備数量積算基準・同解説」	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
「公共建築工事標準単価積算基準」	国土交通省大臣官房官庁営繕部
漁港漁場関係工事積算基準	水産庁

※基準類は各々最新版を適用する

(イ) 工事価格の積算に際し、参考とする製品及び専門工事価格について、製造業者を含む専門工事業者より見積を徴収する必要がある場合は、下記書式を標準とする。

「公共建築工事見積標準書式」(建築工事編)・(設備工事編) 国土交通省制定

(7) 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータ等については、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図及び当該施設の完成図の作成に使用するなど、契約約款第6条の規定の範囲内で使用することがある。

(8) 設計図書等の作成

設計図書等の作成は「6. 成果物及び提出部数」の項目によるほか、国土交通大臣官房官庁営繕部監修の「建築工事設計図書作成基準」を標準として作成すること。

6. 成果物及び提出部数

(1) 実施設計

設計の種類		成果物	縮尺等
建築総合		<ul style="list-style-type: none"> ● 計画説明書 ● 仕様概要書 ● 面積表及び求積図 ● 敷地案内図 ● 配置図 ● 平面図 ● 断面図 ● 立面図 ● 工事費積算書 	適宜
建築構造		<ul style="list-style-type: none"> ● 構造計算書(安定計算含む) ● 構造設計図書 ● 工事費積算書 	適宜
設備	電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気設備設計図書 ● 工事費積算書 ● 各種技術資料 	適宜
	給排水設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 給排水設備設計図書 ● 工事費積算書 ● 各種技術、能力資料 	適宜
	その他附帯設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 附帯設備設計図書 ● 工事費積算書 ● 各種技術、能力資料 	
その他		<ul style="list-style-type: none"> ● その他業務、調査の報告書 等 	

(注): 建築構造の成果物は、建築総合の成果物に含めることもできる。

設計の種類	成果物	縮尺等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 透視図 ○ 模型 ○ 日影図 ● ランニングコスト計算書 ○ 省エネルギー計画書 ● 現況調査報告書(写真) ● (各種申請書) ● 工事の実施工程表 (工期算定用、コンクリート打設時期を明記) ○ コンクリート打継計画図 	

(2) 製図用紙等

- (a) 製図用紙 …… ~~トレーシングペーパー~~
- (b) 寸法 …… メートル法による。
- (c) 設計書 …… A4判設計用紙横長
電子データは表計算ソフト(Excel)によって作成したもの
- (d) 構造計算書 …… A4判

(3) 成果物の提出部数

成果物		仕様	部数
図面	原図	図面ケース入り	0
	写し	A3 版図面製本	2
	CADデータ	CD又はDVD	2
	PDFファイル(45MB以内)	CD又はDVD	1
設計書	原稿		1
	Excelファイル	CD又はDVD	1
構造計算書	原稿		1
	PDFファイル	CD又はDVD	1
設計資料	原稿		1
	PDFファイル	CD又はDVD	1

※CADデータはJWW形式を基本とする。それ以外の形式(DXF, SFC等)から変換する場合は、Jw_cadにてデータの再現性を確認すること。

(4) 関連事項

- (a) データを提出する場合は、事前にアンチウイルスソフトを用い最新のウイルス定義ファイル及び検出プログラムによりウイルスを検出し、駆除すること。
- (b) 検査を実施するときは、受注者又は管理技術者のほか、照査技術者を選定している場合は照査技術者を立会わせるものとする。

(5) その他

・本業務において豊後高田市水産振興養殖事業促進協議会の会員の意見を確認するため、受注後、速やかに水産・地域産業課、豊後高田市水産振興養殖事業促進協議会と3者での打ち合わせの場を必ず設けること。

・当施設は、県管理漁港施設であるため設計概要ができ次第、大分県(水産庁)との協議について協力すること。

・委託設計費について、当初は見積りによる算定を行っているが、本業務受注後における設計内容の協議によっては、各項目を設計変更の対象とする。その場合は、必ず書面にて契約書における甲乙の確認を行うこと。

・その他、本特記仕様書に記載がなく疑義が生じた場合は、発注者と協議の上決定するものとする。

別表

(着手時)契約締結後 14 日以内

書類名	備考
業務工程表	契約約款第 3 条
業務計画書	
管理技術者及び照査技術者選任通知書	契約約款第 10 条、第 11 条
建築士法第 24 条の 8 の規定に基づく書面	建築士法

(必要時)

書類名	備考
再委託承諾依頼書	契約約款第 7 条
指示、承諾、協議書	契約約款第 2 条
管理技術者及び照査技術者変更通知書	契約約款第 10 条、第 11 条
履行期間協議書	契約約款第 24 条
履行期間延長変更請求書	契約約款第 22 条
履行状況報告書	契約約款第 15 条

(完了時)

書類名	備考
委託業務完了通知書	契約約款第 31 条
成果物引渡書	契約約款第 31 条
委託業務修補完了通知書	契約約款第 31 条
照査報告書(写し)	
打合せ記録簿	

成果品はひとまとめにして、写真撮影を行い提出すること。